

米国裁判所に日本人が証人として出廷し、証言 する際の留意点: 9 つのよくある質問への回答

日本人の証人がアメリカ人陪審員の前で証言しなければならない状況は、日本企業にとって、米国の司法制度の中で遭遇する最も困難な状況の一つといえるでしょう。本記事では、当事務所の経験豊富な訴訟専門弁護士の一人であるフランシス・モリソン弁護士が、70 件以上の公判審理手続(Trial)を手掛けた経験から得た知見を紹介します。モリソン弁護士は、アメリカ人陪審員の前で、日本語、ドイツ語及びスペイン語を母語とする証人への証人尋問を行った経験を有しています。本記事では、次の事項に関する同弁護士のコメントを紹介します。

- 英語を母語としない証人が、米国の法廷で直面する問題
- 通訳の役割
- 公判審理手続(Trial)へ向けた証人の事前準備の方法
- 高額な訴訟で検討し得る追加的な手法

質問 1: 「当社の従業員が、米国の法廷において、アメリカ人の陪審員の前で証言する予定です。陪審員 当社に対して抱く印象が、証人となる従業員の証言によって決まるというのは、本当ですか?」

はい、そのような場合が多いです。陪審員の目から見れば、証人は会社そのものであり、証人は米国の 陪審員の前では、所属する会社を代表することになります。このことは、公判審理手続後の陪審員のコメントからも裏付けられています。裁判所と陪審員が会社に対して抱く印象は、一人の証人によって左右される可能性がありますので、証人の重要性が過小評価されることがあってはいけません。

質問 2: 「証人として、最も重要な性質は何ですか?」

証人に信頼性があるかどうかが、訴訟の結果を左右し得る重要なポイントです。アメリカの陪審員は、 証人の信頼性を重視しており、小さなミスが信頼性を大きく損ねることもあります。十分な準備を行った信頼できる証人であれば、陪審員を説得することができますが、準備不足であったり、不安そうな証人は、訴訟を台無しにする可能性があります。証人の証言を信じるか否かについては、陪審員が、ほとんど制限のない裁量をもっています。裁判所は、たった一つでも証人が故意に事実を偽証したと結論付けた場合は、当該証人の証言をすべて無視しても構わないと、陪審員に指示します。

¹ 信頼性に関する厳しい判断については、裁判官が陪審員に与える、いわゆる「一つの誤りは、全ての誤りを示す。」("false in one, false in all")の指示に端的に表れています。「証人が証言の一部でも間違えたとわかったら、証人の信用性を評価する際にこのことを心に留めておきましょう。証人が故意に誤った事実を述べたと判断した場合、あなたは彼または彼女の証言のすべてを無視しても構いません。この法則は、法的には、『一つの誤りは、全ての誤りを示す。』と表現されています。」See Transcript of Trial at 1970-71, DePuy Synthes Products, LLC v. Globus Med., Inc., No. 11-652-LPS (2013) (No. 354).; see also N.J. Model Civil Jury Charges § 1.12M.



質問 3: 「当社の証人はアメリカに住んだことがなく、それほど英語が話せません。このことは、陪審員が証人の信頼性を判断する際に悪影響を及ぼしますか?」

適切な準備を行えば、アメリカ人の陪審員に外国の証人を信頼してもらうことも、十分に可能です。 近年、アメリカにはこれまで以上に多くの異なる文化が存在するようになりました。陪審員も、英語を母語としない人の話を聞くことに慣れつつあります。しかし、英語が母語であったとしても、証人は、法廷で恐怖を覚えるものです。高い英語力をもたない証人にとって、証言台に立たされる時間は、なおさら恐ろしいものでしょう。意図した発言が、的確な言葉、口調、ボディ・ランゲージが使われずに通訳されてしまうかもしれないと、不安になることもあるでしょう。また、証人が緊張するのは当然のことなのですが、陪審員は、証人が不安そうにしている様子を捉えて、正直に話していない証であると考えたり、証言の不確かさを示していると誤解したりする場合があります。英語を母語としない人々が、こうした問題に対処し、陪審員からの信頼を勝ち取るためには、証人尋問に向けた適切な準備活動を行うことが肝要です。

アメリカ人の陪審員は、アメリカの規範とアメリカ文化のレンズを通して、証人の信頼性を判断します。 アメリカ人の陪審員が証人を信頼できると思うかどうかは、アメリカの文化に照らして信頼できる人物 だと思われるような特徴や振る舞いを証人が示すかどうかにかかっています。例えば、証人が、質問に 対してダイレクトに答えなかった場合、アメリカ人は、この証人は正面からの回答をわざと回避 しており、信頼できないと考えます。他国の文化では、過度に「ダイレクト」に答える人物は、自信過剰であると思われたり、傲慢で好ましくないと判断されることもあるでしょう。また、他人が質問している時には頷きながら聞くのが礼儀正しいとされる文化もありますが、こうした礼儀正しさが、アメリカの法廷 では誤解を招くかもしれません。頷くことで、陪審員は、証人が、相手方弁護士の質問の正当性を認めていると考えたり、相手方弁護士が説得的であると同意していると捉える可能性があります。外国語を話す証人が、陪審員の目を気にする余り、正確で慎重な証言をしようとした場合、陪審員は、証人の態度を守りに入った不自然なもので、信頼できないと感じるかもしれません。

これらの課題には、対処することができます。第一ステップは、これらの課題を現実問題として捉え、日本人の証人はこうした課題に対応せざるを得ないということを認識することです。次のステップは、証人に裁判のために徹底した準備をさせることです。これによって、証人は、誰かに無理強いされたような様子や居心地が悪そうな態度を見せることなく、自信のある慣れた様子で陪審員の前で証言することができます。また、証人がどの程度、英語やアメリカの習慣を知っているか考慮される必要があります。日本人の証人がアメリカの規範に合った形で質問に答えられるよう、通訳と証人コーチ(詳しくは後述のとおり)が手助けすることが、望ましいでしょう。

質問 4: 「当社の証人のために通訳をつけることを、真剣に検討すべきでしょうか?」

例外的なケースを除き、日本人の証人の公判審理手続(Trial)やその準備のためには、通訳を雇うべきです。証人の証言が信頼できる説得的なものとなるかどうかは、適切な通訳をつける ことができるかにかかっていることも少なくありません。証人が重要な質問を理解したり、正確性が要求 される事項について正確な証言をしたり、あるいは、陪審員に自らの信頼性を説得したりするためには、通訳による協力が重要であり、とりわけ、通訳が準備段階から証人に協力をしていることは大変有益です。一方、十分な英語力のない証人が、通訳をつけず、質問の正確な意味や微妙な違い、そして自らの回答がもたらす影響を完全に理解しないまま、宣誓し、証言した場合、非常に深刻な結果を招く可能性が



あります。証人に、日常的な仕事に関する事柄について話す十分な英語力があったと しても、公判審理手続 (Trial) はこれとは別物です。証人は、質問のあらゆるニュアンスの違いに注意を払い、最も正確な言葉で回答を行う必要があります。そのためには、ビジネス英語を実用的に使いこなすことのできる役員であったとしても、基本的には、通訳が必要です。証人自身の個人的なプライドがあったり、自分はプロフェッショナルであるという誇りを持っていることで、「通訳は必要ありません。いつも通訳なしでアメリカで仕事をしています」という証人もいるかもしれませんが、そのような証人のプライドによって、通訳の必要性に関する適切な判断が妨げられないよう注意する必要があります。通訳がいた方が良いであろうことを認めるのは証人の弱さではありません。古い諺にあるように、「奢れる者は久しからず」 ("Pride goes before a fall.")なのです。

米国の法廷における通訳の役割について、何点か説明します。民事訴訟においては、基本的に、当事者は自らの責任において、通訳を手配する必要があります。連邦裁判所は資格のある通訳を提供することもできますが、その費用は、当事者が支払わなくてはなりません。証言のために呼んだ証人のための通訳は、当事者が雇い、その費用を払うのがより一般的です。通訳を手配し、雇ったのが裁判所なのか当事者なのかにかかわらず、通訳は、「裁判所の職員」であり、裁判所だけではなく、通訳を雇用した当事者に対して、法的及び倫理的な義務を負います。通訳は、裁判所に対して、真実を、誤魔化することなく伝える義務があります。裁判所は、通訳が正確に翻訳する義務に反していると判断した場合、通訳を解任することができます。また、当事者の通訳が、相手方の通訳による訳の「監視通訳」(Check interpreter)として機能することも一般的です。監視通訳は、相手方の訳に同意できない場合、異議を出すことができます。異議の出された訳に関する争いは、裁判所が決着をつけますが、日本語を理解できる裁判官はほとんどいないため、訳に関する争いは、概ね、裁判官がどちらの通訳がより説得的で、信頼できると考えるかによることになります。

質問 5: 「通訳は、証人、当社、そして事件に対する陪審員の見立てに、どのような影響を与えますか?」

裁判では、陪審員は証人よりも通訳に共感する傾向があります。通訳は、陪審員に直接話しかけます。証人よりも直接陪審員と人間的なコミュニケーションをもつのです。また、通訳は、陪審員と同じ言語を話し、陪審員とともに長い時間を過ごします。陪審員は、通訳なしでは理解できないこと、つまり外国語での証言を、通訳による説明によって初めて理解することができます。陪審員は、通訳の言葉によってのみ証人の証言について理解することができますので、通訳は事実上の証人となります。そのため、好感度や会話の明快さ、会社のビジネスに関する複雑な事柄を理解する能力やモチベーションなど、証人の資質として重要なことはすべて、通訳の資質としても重要となります。通訳のふるまいによって、陪審員の証人に対する信頼は大きく左右されるため、通訳は、親しみやすく、公正で、陪審員が事件について理解するのを熱心に手助けしているように見える必要があります。こうしたスキルのない通訳は、陪審員にとっての証人の信頼度を、高めるのではなく、むしろ損なわせる可能性もあります。

² Guide to Judiciary Policy Vol. 5 § 260.

³ Guide to Judiciary Policy Vol. 5 § 350. 連邦裁判所の通訳は、「認定通訳」、「専門的な資格のある通訳」、または「語学スキルのある/臨時の通訳」でなければなりません。 各カテゴリの詳細は、本記事で取り扱う範囲を超えているため、割愛します。

⁴ See, e.g., People v. Starling, 315 N.E.2d 163, 167-68 (1974) (裁判所は、事実審裁判所は、主要な証人の質問と回答を十分に、完全にまたは正確に訳していなかった 通訳を解任しなかった点においてその裁量の逸脱があると判示。)また、裁判所は、通訳に、事件、当事者又は証人との関与について裁判所及び当事者に開示するよう求めること ができます。Guide to Judiciary Policy Vol 5. § 340.20.



モリソン弁護士の手掛けた裁判で、上記の例が示されたケースがあります。ある特許訴訟において、モリソン弁護士は、被告である日本企業の代理人を務めました。クライアントの通訳は、明るい笑顔に魅力的な雰囲気があり、アメリカ特有の話し方にも慣れており、陪審員に好かれていることは明らかでした。これに対して、原告の通訳は強いアクセントのある英語を話し、堅苦しく、感じが良いとはいえない雰囲気で、アメリカの陪審員と「打ち解けている」ようではありませんでした。原告の通訳は、モリソン弁護士のクライアントの通訳による訳に関して、監視通訳として異議を挟んだのですが、その際に、裁判官は、陪審員の面前で、「あなたの言っていることが理解できません」と発言しました。その発言は、裁判官が原告の通訳の信頼性に疑問を持っていることを陪審員に示唆し、彼が「外国の人であること」を強調するとともに、それとは対照的なクライアント側の通訳の魅力を際立たせることとなりました。こでの教訓は、単純なものです。通訳は、事実上、訴訟における証人なのです。陪審員と裁判所の面前で通訳が心もとない対応をした場合、証人の信頼性を損なう可能性があります。他方、通訳が、明瞭で理解しやすい話し方で通訳を行い、プロフェッショナルで好感のもてる振る舞いを見せれば、クライアントの主張は、陪審員にとって説得的なものに映るのです。

質問 6: 「通訳に求めるべき資質はどのようなものでしょうか?」

通訳技術と陪審員に対するアピール力の両方について、通訳の能力を吟味する必要があります。通訳の面接は、証人となる人や証人と同じ言語を話す会社の他の人たちの前で、行われるべきです。証人と通訳の間には、ラポール(信頼し、親しみを感じ合う関係)が築かれる必要があります。証人と通訳は、双方が話すことのできる言語で、自由に会話をし、互いの言葉のニュアンスや意味を理解できる必要があります。通訳は、証人が話す言語と英語の両方で、訴訟に関連する専門的・法的概念を、明瞭で理解しやすい言葉で伝えることができなければなりません。また、証人に求められるような資質と同じ資質が、通訳にもあるかどうかも考慮されるべきです一通訳は、明朗で魅力的な人物でしょうか?アメリカ人の陪審員と心を通わせられますか?アメリカ人の陪審員に信頼に足りると判断されるような人でしょうか?

資格証明書の確認をしたり、過去に担当した案件を精査したりといった、専門家証人の選定時に行うような通常の手続きは、通訳についても行うべきです。これには、ビジネス上又は法的な利益相反の有無を確認するために通訳の過去の業務を確認したり、当該通訳に対する批評を確認したりする作業も含まれます。相手方の弁護士も、そのような情報を調査し、通訳を変更するには遅すぎるタイミングになってから問題を指摘するかもしれません。米国の裁判所では、通訳の活動が許可される前に予備尋問(voir dire)を行うことがあり、適格性に関する質問に基づいて、通訳が除外される場合があります。

質問 7: 「通訳をつけて争う裁判では、証人にどのような準備をさせるのが最善ですか?」

公判審理手続(Trial)へ向けた準備は、証人と通訳を交えて行うのがベストです。たいていの場合、準備段階と裁判当日で、同一の通訳を使用することが、最良の方法です。これにより、証人と通訳が共同作業に慣れることができ、事件について一緒に学ぶことができます。通訳と証人の両方が、事件に関する事実関係及び法的な争点となるものについて明確に理解し、訴訟における強みと弱みについて知り、正確な理解が要求される話題や言葉を正確に用いる必要がある箇所を認識し、重要な文書すべてを把握している必要があります。



このような準備は直接会って行われるのが理想です。そうすることで、訴訟弁護士は、証人と通訳の相性を確認することができ、両者がよく合っており、通訳が証人の回答を適切に通訳していることを確かめられます。また、弁護士は、尋問のペースや証言にどのようにして説得力を持たせるかについて、証人や通訳と協力しつつ、検討することができます。

当事者に雇われた通訳が、証人の準備段階から参加することは、裁判で重要な証言を最も良い形で提出することにも繋がります。米国の訴訟手続きにおいて、的確な用語の選択は、しばしば極めて重要となります。用語の選択が大きな違いを生じさせる可能性があるのです。独占禁止法に関する訴訟の例を挙げるとすると、当事者が「同意」したか、単に聞いていただけかは極めて重要な違いがあります。また、これらの概念を言い表すために使用される単語や表現は複雑になりえます。証人と共同して準備を行ってきた通訳は、ニュアンスを理解し、訴訟での戦略や米国の法的原則に合った形で、証人の言葉が正確に引用されるよう訳すことができます。例えば、「発明(invention)」という言葉は、特許に関する証言では非常に重要です。ドイツ語では、「発明(invention)」に相当する言葉は "Erfindung"であり、「アイディア(idea)」を意味する"Idee"や"Ahnung"とは異なります。多くの文脈では、こうした違いは重要でないかもしれませんが、裁判においては、裁判所が特許権所有者の主張を棄却しかねない違いをもたらします。また、直訳することによって、ネイティブスピーカーならば気がつくような慣用的な意味を無視してしまうこともあります。フランス語の"sans doute"は、「疑いなく(without doubt)」と直訳されますが、流暢にフランス語を話す人がこのフレーズを聞いたら、意味が不明確であると思うかもしれません。例えば詐欺的な陳述に関する訴訟において、「些かの疑惑(some doubt)」と「疑惑のない(no doubt)」の違いは、大きいものです。。

多くの日本の被告の関与する米国で数年間続いている自動車部品に関する独占禁止法訴訟においても、翻訳に関する問題が、表面化しました。独占禁止法の訴訟においては、競争相手同士がお互いの決定を照らし合わせて"coordinate"したのか、それとも"adjust"したのかは、法的に非常に大きな重要な違いをもっています。また、電子メール等の証拠の中で言及されているのが、既存のビジネスなのか、新しいビジネスなのかもとても重要です。以下の表は、ある自動車部品に関する訴訟において、米国政府と被告である日本企業を代理する弁護士が、いくつかの日本語をどのように英訳したかを示しています。。当事者による訳の違いは、米国の訴訟手続きにおいて、通訳が極めて重要であることを明らかにしています。

日本語	米国政府の英訳	被告の英訳
商権	Commercial Rights	Existing Business
既得権	Obtained Business	Existing Business
整合	Coordinate	Adjust
調整	Coordinate	Adjust

⁵ 英語を話さない証人は、印刷された質問と回答のリストに頼りたいと思うかもしれませんが、そのような対応をとるべきではありません。このようなリストは、ディスカヴァリーまたは公判審理手続(Trial)において提出の対象となる可能性があります。リストは、証人を不誠実に見せ、指示されたことを言っているだけという印象を与えるかもしれません。また、誤った安心感も生み出します。法廷におけるプレッシャーの下では、そのような資料に基づく記憶は、しば しば抜けてしまいます。適切な準備に代わるものはないのです証人と直接会って、通訳にも参加してもらって行うのが、理想的な準備活動です。

⁶ 弁護士が、虚偽であることがわかっている訳を訂正する義務を負うかどうかは、興味深いテーマですが、本記事では論じません。

⁷ 米国の裁判所で、刑事事件の公判審理手続 (Trial) において提示された証拠に基づく。 United States v. Tokai Kogyo Companies (S.D. Ohio 2017)



公判審理手続(Trial)の当日と準備段階とで同じ通訳を用いることのもうひとつの利点は、再主 尋問の中で現れます。再主尋問は、公判審理手続(Trial)の中で、相手方弁護士による反対尋問の後、弁護士が、反対尋問中に提起された問題に対処したり、証人の証言を明確化・訂正したり、証人の信頼性を回復するために、再度証人に尋問する機会が与えられる場面です。ほとんどの管轄では、裁判所の隔離規則により、証言を開始した後は、証人と弁護士の協議は禁止されており、したがって、反対尋問と再主尋問の間で弁護士と証人が会話することはできません。証人にとっては、この状況が最も困難な状況のひとつです。相手方の弁護士がどのような事項について尋問を行うかは分かりませんので、万全の準備をしているにもかかわらず、弁護士と証人は再主尋問にて(反対尋問で生じ得る)予期できない事項に対応する必要があります。証人は、質問の意図を理解しない状態で、弁護士の質問に答えなければならないのです。証人とともに準備を行い、事件の内容を理解している優れた通訳であれば、相手方の監視通訳に異議を出させないやり方で、この困難な状況において証人を助けることができます。事件の内容について理解し、証人と準備を行ってきた通訳であれば、証人が質問を正しく理解できるよう的確な言葉を用い、証人から適切な返答を引き出す手助けができます。

質問 8: 「通訳をつけることにリスクはありますか?」

通訳は法廷という「舞台」の一部であることを忘れてはなりません。陪審員は、証人、通訳、その他の当事者の間のあらゆるやりとりを見ています。証人の証言が明確で信頼できるものとなり、また、通訳の必要性が明らかになるよう、すべてのやりとりを慎重に行う必要があります。

通訳のプロセスは、証人から説得力のある証言を得る妨げとなってはいけません。通訳を通しての証人の尋問が立て続けに行われていることで、時間がかかったり、陪審員が困惑したりするかもしれません。 陪審員を説得するためには、プレゼンテーションの適切なペースとわかりやすさを保つことが重要です。また、証人は、陪審員に通訳が不要であるという印象を与えたり、戦略として通訳が使われているという印象を与えることを避けなければなりません。裁判所からの命令がない限り、証人は陪審員の前では英語を話すべきではありません。主尋問や反対尋問で、証人宛てに書かれたまたは証人の書いた英文のメールその他の文書が話題に出た際には、そのメールでは通訳が必要でなかった理由を説明できるよう備えておく必要があります。

証人は裁判の準備活動について尋ねられることもあります。通訳無しで、日本語を話さない弁護士と準備を行っている場合、通訳は本来不要であり、通訳の利用は、証人に不公正な利益を与えようとする戦術であると、陪審員が考える可能性があります。

通訳と証人が質問について長時間話し合い、最終的に証人が単に「はい」や「いいえ」と短く答えた場合、好ましくない状況を生み出すことがあります。陪審員は、自分に理解のできない言葉を使っていることについて疑いの目を向け、通訳が証人へ回答を与えたと思うかもしれません。適切な準備がなされていれば、そのような状況はほとんど起こらないはずです。そして、そのような状況が発生した場合、通訳は、裁判官と陪審員に対して、何が起こっているのかを説明できる備えをしているべきです。例えば、「証人に質問を繰り返すように頼まれました」、「証人にXという用語を使うつもりかどうかを尋ねられました」というようなものです。相手方の監視通訳が異議を出さないときは、このような説明は利益となると思われます。監視通訳からの異議は、どんなものであっても真剣かつ誠実に対処する必要があります。通訳同士の論争がどのように解決されるかは、証人の信頼性に関する陪審の見解に影響を及ぼします。



質問 9: 「この訴訟は当社にとって非常に重要です。証人に周到に準備をしてもらうために、追加的に採れる 方策はありますか?」

> 高額の訴訟であったり、証人となる人の知名度の高かったりする場合には、追加の予防策を講じる ことができます。当事務所から、三つの提案を行いたいと思います。

• 模擬裁判。証人は、主尋問、反対尋問、そして再主尋問を、通訳とともに練習するべきでしょう。証言をビデオで録画すれば、弁護士と一緒にレビューできます。この練習によって、証人は手続きに慣れ、言語的な課題を見つけらたり、質問に同意しているからではなく理解していることを示すために頷く、といった不用なボディ・ランゲージに対処することができるようなります。自分の弁護士によって尋問され、次に反対尋問が行われるという非常に不自然な状況の中、異なる文化的背景をもつ証人は、陪審員の前でどのように振る舞うべきかを学ぶ必要があります。アイコンタクトについて、どのように陪審員とコミュニケーションを取り、陪審員の気持ちに訴えかけるかについて、そして、敵意のある反対尋問者に恭しく振る舞わないようにすることについて、学ぶ必要があります。模擬陪審員を揃えて模擬裁判を行えば、さらにレベルを高めることができます。米国では、高額の訴訟で模擬陪審裁判を行うことは一般的です。実際の裁判で陪審員が選ばれることになる地域において、一般の人を集めるのが一般的です。そして、模擬陪審員は、弁護士の議論を聞き、評議を行い、それぞれから意見を述べます。これらはすべて録画され、弁護士、必要に応じて証人もが、その結果を繰り返し吟味し、対策を立てる上での材料にします。

証人の証言が極めて重要である場合、弁護士が証人に対して模擬陪審の前で主尋問及び反対尋問を行うこともあります。その費用は、すべての状況で理に適うとはいえないでしょう。しかし、模擬陪審員を前にして行う証人尋問は、尋問に説得力を持たせるためには最良の準備となり、証人が直面している言語的・文化的課題を見つけられるようにするとともに、法廷で感じるプレッシャーをあらかじめ体験する貴重な機会を証人に与えることになります。

- 公判審理手続(Trial)の傍聴。重要な証人は、自らが証言を行う前に、別の事件の陪審裁判を数時間は傍聴すべきでしょう。自らの証人尋問が執り行われる予定の庁舎において、事件 を担当する予定の裁判官による裁判を傍聴することが、理想的です。公判審理手続(Trial)が行われる環境、陪審員の役割、裁判官の振る舞い方、相手方の弁護士による反対尋問の行われ方、そして、証言や物的証拠を提示するために踏まれる手順について、理解することができるでしょう。どのような証人にとっても、このような傍聴は非常に重要ですが、アメリカの法廷に不慣れな証人にとっては特に有益です。
- 証人コーチ(Witness coaches)。プロの「証人コーチ」は、アメリカの裁判の環境や文化的規範に適応するのが難しい外国人の証人が法廷で証言を行う際のサポートを行うことができます。証人コーチは、証人に質問に対する答えを教えるのではありません。証人と同じ言葉を話す証人コーチは、証人にとって馴染みのないアメリカの法廷において、アメリカ人の陪審員を目の前にしても緊張することなく、説得力ある表現ができるように指導を行います。



最後に

2021 年現在、日本人の証人にとっても、米国の裁判所での公正な審理を期待することはできるでしょう。証人は自信を持って証言すべきであり、証人を呼ぶことになる日本企業も同様に、その証人が米国の陪審員によって偏見なく受け入れられることに自信をもつべきです。

それと同時に、外国人の証人が米国の裁判所で証言するときには、言語の違いによって生じる課題が現に存在することを認識し、通訳の必要性を正しく理解することが重要です。これらは小さな問題ではありません。通訳は、陪審員にとっては証人の顔となる可能性があります。そのような機能があることを念頭に置いて、裁判に対処する必要があります。

適切な準備さえ行えば、日本人の証人及びその証人が代表する会社が、米国の法廷や米国の陪審裁判において不利益を被ることはないはずです。そして、陪審員の面前で、偏見を受けずに明確な証言を行う必要があるときは、通訳をつけて適切な準備を行うことが、外国当事者にとっては有益です。

Francis H. Morrison

(フランシス・H・モリソン)

Partner

fmorrison@axinn.com +1 860 275 8155

Hartford Office

90 State House Square Hartford, CT 06103

Donald W. Hawthorne

(ドナルド・W・ホーソーン)

Partner

dhawthorne@axinn.com +1 212 261 5665

New York Office

114 West 47th Street New York, NY 10036

Jason T. Murata

(ジェイソン・T・ムラタ)

Partner

jmurata@axinn.com +1 415 490 1487

San Francisco Office

560 Mission Street San Francisco, CA 94105

Ryan A. Cook

(ライアン・A・クック)

Associate

rcook@axinn.com +1 860 275 8101

Hartford Office

90 State House Square Hartford, CT 06103